回覧														

～被災された皆さまの住宅再建を支援します～

平成 28 年度

生活再建住宅支援事業のお知らせ

久慈市では、東日本大震災で被災された方々の生活再建のため、これまで様々な支援を行ってきました。昨年度に引き続き、平成 28 年度生活再建住宅支援事業についてのお知らせです。

各支援事業の内容については昨年度と同様ですが、**事業期間は、すべて平成 30 年度までとなります。**

震災の平成 23 年 3 月 11 日以降に実施した工事も遡って申請することが可能です。また、今後工事を予定されている方は事前に申請していただくこととなります。

事業等詳細についてはお問い合わせください。

●受付期間（平成 28 年度事業分）

平成 29 年２月 28 日（火）

平日　8 時 30 分～17 時 00 分

受付場所：久慈市役所３階　建築住宅課　　☎ 52-2120

●事業内容（平成 30 年度まで）

【事業①】災害復興住宅利子補給

(1) 融資利子補給（新築）

(2) 融資利子補給（補修）

(3) 融資利子補給（既往住宅債務）

【事業②】住宅の補修等工事費補助

(1) 住宅の補修等工事費補助（住宅補修）

(2) 住宅の補修等工事費補助（耐震改修）

(3) 住宅の補修等工事費補助（バリアフリー改修）

(4) 住宅の補修等工事費補助（県産材使用改修）

(5) 被災者住宅再建支援事業補助金（住宅の補修工事）

【事業③】被災宅地の復旧工事費補助及び土地嵩上げ・擁壁工事費補助

(1) 被災宅地の復旧工事費補助

(2) 被災宅地の土地かさ上げ・よう壁工事補助

【事業④】復興住宅新築工事費補助

(1) バリアフリー対応復興住宅新築

(2) 県産材使用復興住宅新築

【事業⑤】家賃補助

(1) 民間賃貸住宅入居への家賃助成

(2) 災害公営住宅入居への家賃助成

【事業内容の詳細は裏面からとなります】

●事業内容の詳細

【事業①】災害復興住宅利子補給　･･･り災証明が必要です。

(1) **新築**…住宅が被災（全壊、大規模半壊、半壊）滅失し、新築または購入のために借入れた住宅融資に対し､融資限度額 1,460 万円　金利２%以内で金銭消費貸借契約の償還日から 10 年間の利子相当額を補給します。

(2) **補修**…住宅が被災（全壊、大規模半壊、半壊、一部損壊）し、補修、増改築または改修のために借入れた住宅融資に対し、融資限度額 640 万円　金利 1%以内で金銭消費貸借契約の償還日から 10 年間の利子相当額を補給します。

(3) **既往住宅債務**…被災（全壊、大規模半壊、半壊、一部損壊）した住宅の債務があり、新たに新築または補修のために借入れた場合に、既往住宅債務 5 年分の利子相当額を補給します。新たに借入れた住宅融資は上記の 2 つのどちらかが補給されます。ただし、新たな借入れが無い場合には、既往住宅債務ともに補給対象になりません。

【事業②】住宅の補修等工事費補助　･･･り災証明が必要です。

(1) **住宅補修**…被災者生活再建支援制度や災害救助法の応急修理制度の適用を受けなかった、被災した住宅（半壊、一部損壊）の補修で、10 万円以上の工事で工事費の 1/2 以内で上限 30 万円まで補助します。

(2) **耐震改修**…被災した住宅で、現行の耐震基準を満たさない住宅を耐震基準に適合させるための改修で、工事費の 1/2 以内で上限 60 万円まで補助します。

(3) **バリアフリー改修**…被災した住宅で、床の段差解消、手すりの設置、高齢者トイレの設置等の改修で、工事費の 1/2 以内で上限 60 万円まで補助します。

(4) **県産材使用改修**……県産材を積極的に使用する改修で、工事費の 1/2 以内で上限 20 万円まで補助します。

(5) **被災者住宅再建支援事業補助金**

1) 被災者生活再建支援制度（加算支援金）に該当する被災住宅で補修工事をした世帯に対し、災害救助法の応急修理補助金若しくは補修工事費補助金（上記(1)事業）を引いた工事額に対し、上限 100 万円まで補助します。(1,000 円未満の端数切捨て)

2) 半壊に該当する被災住宅で補修工事をした世帯に対し、災害救助法の応急修理補助金若しくは補修工事費補助金（上記(1)事業）を引いた工事額に対し、上限 50 万円まで補助します。(1,000 円未満の端数切捨て)

3) 上記 1)2)には、補修用建築材料等の購入も対象とします。
（領収書と使用場所の写真が必要）

※それぞれを組合わせてご利用できます。

【事業③】被災宅地の復旧工事費補助及び土地嵩上げ・擁壁工事費補助

(1) 被災宅地の復旧工事費補助

1) のり面の保護工事
2) 排水施設の設置工事
3) 地盤の補強および整地工事
4) よう壁の設置および補強工事（旧よう壁の除去を含む）
5) 地盤調査および設計調査費
6) その他被災宅地の安全性の回復に必要な被災宅地復旧工事

※上記 1)～6)に要する経費に対し、20 万円以上の工事で工事費の 1/2 以内で上限 200 万円まで補助します。ただし、貸家やアパート等の不動産事業用の宅地復旧、非住宅の宅地復旧工事は対象になりません。

(2) 被災宅地の土地かさ上げ・よう壁工事補助

個人の所有する被災した宅地の土地かさ上げとそれに伴うよう壁等の工事に対して、被災宅地復旧工事費補助金（上記補助）を引いた工事額の 9/10 以内で、上限 100 万円まで補助します。(1,000 円未満の端数切捨て）なお、フェンス、塀、生垣、アスファルト舗装等は対象になりません。

【事業④】復興住宅新築工事費補助　･･･り災証明が必要です。

(1) バリアフリー対応復興住宅新築

被災した方が行う復興住宅新築工事で、バリアフリー対応床面積に応じて復興住宅新築工事費を補助します。

1) 75 平方メートル未満の場合 40 万円補助します。
2) 75 平方メートル以上 120 平方メートル未満の場合 60 万円補助します。
3) 120 平方メートル以上の場合 90 万円補助します。

※バリアフリー基準（評価方法基準第 5 の 9 の 9－1（3）ハ等級 3）を満たすことを証明する書類が必要です。

(2) 県産材使用復興住宅新築

被災した方が行う復興住宅新築工事で、県産材を積極的に使用した量に応じて復興住宅新築工事費を補助します。

1) 10 立方メートル以上 20 立方メートル未満の場合 20 万円補助します。
2) 20 立方メートル以上 30 立方メートル未満の場合 30 万円補助します。
3) 30 立方メートル以上の場合 40 万円補助します。

※岩手県産材認証推進協議会が実施する県産材の産地証明等により、県産材として証明されたものを使用するもの。

【裏面に続きます】

【事業⑤】家賃補助　･･･り災証明が必要です。

(1) 民間賃貸住宅入居への家賃助成

1）応急仮設住宅及びみなし仮設住宅等から、民間賃貸住宅へ入居した世帯主に対し、月当たり家賃の 1/2 以内で 3 万円を上限として助成します。(1,000 円未満の端数切捨て)

2）助成期間は 5 年間分（60 ケ月）

3）年 2 回（半年分ずつ決められた時期）領収書等を確認して助成します。

(2) 災害公営住宅入居への家賃助成

2）応急仮設住宅及びみなし仮設住宅等から、災害公営住宅へ入居した世帯主に対し、月当たり家賃の 1/2 以内で 2 万円を上限として助成します。(1,000 円未満の端数切捨て)

2）助成期間は 5 年間分（60 ケ月）

3）年 2 回（半年分ずつ決められた時期）領収書等を確認して助成します。

【問合わせ・受付】
久慈市川崎町 1-1
市役所 3 階　建築住宅課
☎52-2120（直通）

●そのほかの生活再建新規支援事業（社会福祉課担当）

(1) 被災者住宅再建支援事業　住宅上乗せ分

被災者生活再建支援金（加算支援金）を受給して新築・購入し、100 万円（単数世帯 75 万円）の補助を受けた方を対象に、200 万円（上限）を上乗せして補助します。

(2) 被災者住宅再建支援事業　土地購入分

被災者生活再建支援金（加算支援金）を受給して新築・購入した場合、土地購入に要する経費に対して、100 万円を上限に補助します。

(3) 引越経費助成

被災した住宅から仮の住宅への移転経費、仮の住宅から定住するための住宅への移転経費に対し補助します。

※1 回あたり 10 万円を限度とし、2 回までです。

※引越業者等への支払い経費が対象となります。

※この枠内の問合わせ・受付は社会福祉課となります。

【問合わせ・受付】
久慈市川崎町 1-1
市役所 1 階　社会福祉課
☎52-2119（直通）